

## 【確認要旨】

- (1) 更新後の水利使用期限は新しい確認書の締結から10年経過後の3月31日までとする。
- (2) 中国電力は環境放流量を常時毎秒2トンとし、渇水時にも環境放流を最優先する。
- (3) 中国電力が減水区間対策を行う。
  - ・窪田堰・八幡原堰においては、環境放流量をそのまま下流に流す。
  - ・明谷堰・川崎堰においても、魚道改修について応分の負担をする。
- (4) 中国電力がダム湖水質対策を行う。
- (5) 中間時点（5年目）において、(7)の環境等を評価する組織における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、調整会議において検討を行い、必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案する。
- (6) 更新後の水利使用期間満了時までに分水の必要性を含めさまざまな角度から再検討する。
- (7) 環境等を評価する組織を立上げ、神戸川の河川環境（渇水、河口閉塞を含む）に関する情報共有、意見交換等を行い、信頼関係の醸成に努める。（環境等を評価する組織のメンバー、内容については、お互いに協議する。）
- (8) 神戸川の河川環境の保全のために必要な取り組みを、それぞれの機関において行っていく。